

## 報告事項 4

# 公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 令和4年度事業計画書

(令和4年7月1日から令和5年6月30日)

### 1. 基本方針

私たち公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下当協会という）は、社員である土地家屋調査士の専門的な能力を結集し、官公署等による不動産の表示に関する登記や調査・測量を適正かつ迅速に処理することにより、不動産に関する権利の明確化や取引の円滑化に寄与する活動をしています。

全国には当協会と同様の活動を行っている公益法人協会があり、各地域においてさまざまな公益事業が展開されています。依然新型コロナウイルス感染拡大が続いており他協会との連携が図りにくい状況となっていますが、制度改正への対応や新しい手法の取り入れといった情報共有を行い、事業に反映していきます。当協会としては今まで取り組んできた公益事業を基本とし、所有者不明土地問題や自然災害への対応ができる組織体制を目指していきます。

### 2. 公益目的事業

土地家屋調査士法第63条に基づき設立した当協会の目的である「不動産に関する国民の権利の明確化」を推進するため、次の活動を実施します。

#### イ. 公共嘱託登記に係る受託業務

不動産取引の円滑化のために、各官公署等から大量かつ広範囲に発注される嘱託登記業務を、協会社員の能力と組織力を活かして適正かつ迅速に処理を行う。

#### ロ. 地図整備の促進に係る受託業務

土地の現状がどのような区画でどのような状態になっているのかを把握するためには正確な地図が必要となるが、県内の市街地においては登記所備付地図が整備されていない地域がまだある。こういった地域では明治時代からの図面に加除を繰り返しているため現地との整合性が著しく低く、それゆえ不動産取引や公共事業を行う際に多くの時間と費用が必要となっている。この問題を解消するため、官公署等からの依頼を受けて地図整備事業を行い、土地の境界を明らかにすることによって公共の利益に貢献をする。

本年度については、登記所備付地図作成作業として弘前市豊原地区において地図作成業務を行う。

#### ハ. 登記基準点設置事業

土地の表示に関する登記測量の基準となる基準点を2点以上設置し、成果を公開することにより利用できるようにする。

災害復興支援として、非常時に利用できるヘリサインを兼ねた基準点の設置を、八戸市ハザードマップに沿って市と協議を行う。

## ニ. 基準点点検測量事業

登記所備付地図作成作業で当協会が過去に設置した基準点について、2点以上の点検測量を実施し公開する。これによって基準点の状況を調査するとともに、地図の精度を確認する。

## ホ. 官公署未登記建物の建物表題嘱託登記事業

官公署の所有する県内の未登記建物について、協議のうえ当協会が自主的に1棟以上の建物表題登記を行い、建物の権利の明確化に寄与する。

## ヘ. 境界標埋設事業

嘱託登記業務や地図作成作業で、自主的に1000点程度の境界標を埋設し、後の境界紛争の予防と不動産取引の円滑化に寄与する。

## ト. 土地境界や公共嘱託登記に関する知識の普及活動

土地境界や登記に関する知識や関係法令について研修会を行う。対象は協会社員・官公署職員・関連業種資格者及び一般の人々とし、参加者100名程度の規模で1回以上開催する。参加者が一堂に会することが困難な場合は、冊子やWebを用いて情報を発信する。

## チ. 登記の現状に関する情報提供

公共嘱託登記事業をとおして近隣の地図と現地の整合性を確認し、問題がある場合は官公署に報告を行う。

## 3. その他

イ. 新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮した事業運営を行う。

ロ. 複数の社員が関わる受託業務においては、作業状況の共有を行い、安全意識の向上を図る。